

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号: 14-0002)
(2014年01月)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
このたび、「保医発1227第4号」により下記の検査項目に検査実施料の新設等が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

■ 新規保険収載項目

項目名	プレセプシン定量
実施料	320点 (D007「血液化学検査」の47)
判断料	生化学的検査(I)判断料 144点
追加変更部分	ア. プレセプシン定量は、区分番号「D007」血液化学検査の「47」プロカルシトニン(PCT)定量の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査と区分番号「D007」血液化学検査の「47」プロカルシトニン(PCT)半定量、プロカルシトニン(PCT)定量又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「32」エンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ウ. 本検査は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。

項目名	ヒトメタニューモウイルス抗原定性
実施料	150点 (D012「感染症免疫学的検査」の21)
判断料	免疫学的検査判断料 144点
追加変更部分	ア. ヒトメタニューモウイルス抗原定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」RSウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査、本区分「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、若しくは「19」ノイラミニダーゼ、若しくは「21」インフルエンザウイルス抗原定性又は本区分「21」RSウイルス抗原定性のうち3項目を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。ただし、本区分「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、「19」ノイラミニダーゼ又は「21」インフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は1項目として数える。 ウ. 本検査は、当該ウイルス感染症が疑われる6歳未満の患者であって、画像診断により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。

項目名	抗ARS抗体
実施料	190点 (D014「自己抗体検査」の13)
判断料	免疫学的検査判断料 144点
追加変更部分	ア. 抗ARS抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「13」抗セントロメア抗体定性の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査と本区分「9」抗Jo-1抗体定性、抗Jo-1抗体半定量又は抗Jo-1抗体定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。 ウ. 本検査と本区分「9」から「11」までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。ただし、本検査と本区分「9」抗Jo-1抗体定性、抗Jo-1抗体半定量又は抗Jo-1抗体定量を併せて実施した場合は1項目として数える。

■ 適用日 2014(H26)年 1月 1日から適用



(株)四国中検

香川 TEL(087)877-0111
高知 TEL(088)883-5535

松山 TEL(089)955-7600
徳島 TEL(088)665-3125